

産業建設委員協議会記録

開会年月日	平成 27 年 8 月 28 日
開会時刻	午後 1 時 59 分
閉会時刻	午後 3 時 10 分
出席委員名	◎浜口 和久 ○世古 明 上村 和生 北村 勝
	辻 孝記 山根 隆司 杉村 定男 山本 正一
	宿 典泰
	小山 敏議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	中田 隆人
協議案件	伊勢市土地開発公社の解散について《報告案件》
	神菌工業団地の取扱いについて
	伊勢市まち・ひと・しごと総合戦略（案）について
	第 63 回伊勢神宮奉納全国花火大会について《報告案件》
	コミュニティ施設の修繕等に関する指定管理者との負担区分について《報告案件》
	伊勢市内道路空間利用のあり方懇談会について《報告案件》
	サン・サポート・スクエア伊勢への企業の進出について《報告案件》
	所管事業の平成 27 年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について
説明者	都市整備部長、都市整備部次長、用地課長
	産業観光部長、産業観光部参事、商工労政課長、農林水産課長、
	観光振興課長
	情報戦略局長、情報戦略局参事、企画調整課長、その他関係参与

☆協議経過並びに概要

浜口委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「伊勢市土地開発公社の解散について」、「神菌工業団地の取扱いについて」、「伊勢市まち・ひと・しごと総合戦略（案）について」「第63回伊勢神宮奉納全国花火大会について」、「コミュニティ施設の修繕等に関する指定管理者との負担区分について」、「伊勢市内道路空間利用のあり方懇談会について」、「サン・サポート・スクエア伊勢への企業の進出について」、「所管事業の平成27年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」順次説明を受け、若干の質疑の後、聞き置くこととした。

なお、概要は次のとおりです。

開会 午後1時59分

○浜口和久委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

今日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりでございます。

これより会議に入ります会議の進行につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいさせていただきます。

委員間の自由討議については、申し出がございましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【伊勢市土地開発公社の解散について】

◎浜口和久委員長

それでは、「伊勢市土地開発公社の解散について」の御報告をお願いいたします。
都市整備部長。

●中村都市整備部長

本日は委員の皆様におかれましては、産業建設委員会に引き続き産業建設委員協議会を開催していただき、まことにありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、先ほど委員長から御案内がありましたとおり、当局側からといたしましては、「伊勢市都市開発公社の解散について」ほか4件の報告案件と、「神菌工業団地の取扱いについて」ほか1件の協議案件でございます。詳細につきましては各担当部署から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

◎浜口和久委員長
用地課長。

●宮本用地課長

それでは、「伊勢市土地開発公社の解散について」御報告申し上げます。

初めに、市土地開発公社におきましては、これまで公共事業用地において本市からの先行取得依頼に基づき迅速かつ柔軟に用地取得を行い、市の事業計画の進捗にあわせ市へ売却を行うことで、本市のまちづくりに役割を果たしてきたところでございます。

これまでの伊勢市土地開発公社を活用した主な事業としましては、藤社御菌線を初めとする都市計画道路事業、岩渕幹線都市下水路を初めとする都市下水路事業、宮山小学校を初めとする学校事業、勢田川の改修事業や近畿自動車道事業に伴う移転代替地事業、円座工業団地などの企業誘致・産業支援事業、その他水道事業や公園事業等がございます。

しかし、近年の地価の継続的な下落という社会経済情勢の変化等により、用地を先行して取得する必要性が薄れてきているのではないかと御指摘、また全国的にも多くの地方自治体が抱える土地開発公社の経営問題の状況を踏まえ、当市におきましても検討を進めてまいりました。そのため、平成25年2月1日に開催されました産業建設委員協議会におきまして、伊勢市土地開発公社の今後のあり方については計画的に規模の縮小を図り、平成27年度をめどに解散手続を進めることを報告させていただいたところでございます。

それでは、資料の（1）から4の公社の概要について御説明いたします。

伊勢市都市開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、道路、河川、学校などの公共用地等の必要な用地を計画的に確保するため、昭和49年3月29日に三重県知事の設立認可を得て、同年4月1日、伊勢市から500万円の出資により設立された特別法人でございます。現在の組織は、副市長が兼務する理事長含め、市の部長級が兼務する役員9名のほか、監事2名、事務局3名で運営しております。

（5）の保有地の状況をごらんください。

保有地につきましては、先の協議会で七つの事業について保有していることを報告させていただきましたが、その後、順次処分を進めてまいり、現在は工業団地整備事業の1事業となっております。この事業につきましては、神菌町に位置し企業誘致を目的とした用地で面積9万4,609.47平方メートル、帳簿価格4億5,401万3,325円でございます。処分につきましては、企業誘致を目的とし市に引き継ぎ、処分するものでございます。処分価格につきましては、現在の鑑定価格である時価での処分を行いたいと考えております。

次に、（6）解散に向けての今後のスケジュールでございます。

次期定例会におきまして、市の土地取得の議決が得られましたら、10月中に保有地の処分を行い、伊勢市土地開発基金へ借入金の償還等解散手続に入りたいと考えております。その後、伊勢市土地開発公社理事会において解散についての同意を得たうえ、12月の定例会に解散の議案、並びに債務の解消が見込まれることから債権放棄の議案を上げさせていただきたいと考えております。解散認可申請には両議案の議決が必要となりますので、議決をいただいた後、手続を進めてまいりたいと考えております。解散認可につきましては申請後、三重県で約1カ月間の審査が見込まれ、解散は2月の予定となります。解散後は

清算手続に入り、5月に清算が終了すれば6月の定例会に27年度決算報告、並びに清算終了報告をさせていただき、すべての手続を完了するものでございます。

以上、伊勢市土地開発公社の解散につきまして、御報告申し上げます。

◎浜口和久委員長

本件は報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。
辻委員。

○辻 孝記委員

1点だけ確認させてください。

保有地の状況のなかで帳簿価格があって、処分方法としては時価により処分するというふうなことが書いてありますので、その時価というのは出ているんでしょうか。

◎浜口和久委員長

用地課長。

●宮本用地課長

最近、土地の鑑定評価額をとりまして、1平方メートルあたり1,100円、処分価格としましては1億407万円でございます。

◎浜口和久委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

相当額の差が出るというふうに、この事業のスケジュールを考えていくとそこで債権放棄等のいろんなものがあるというふうに理解はするんですけども、そういった手続きがされるということと、時価でこれからのことを取り組んでいくというふうに理解させてもらっておきます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

他に御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【神菌工業団地の取扱いについて】

◎浜口和久委員長

次に、「神菌工業団地の取扱いについて」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

それでは、「神菌工業団地の取扱いについて」御説明を申し上げます。

お手元の資料の「神菌工業団地の取扱いについて」を御高覧ください。

まずこれまでの経過でございますが、神菌工業団地は財源確保、並びに雇用創出を目的として、公的団地に係る用地取得及び造成工事について、伊勢市土地開発公社に業務を委託いたしました。分譲の売れ残りによる開発費の回収が困難なことや、市中銀行からの借り入れに伴う長期金利負担等の経済的リスクを回避するために、進出意向をお持ちの企業があられた際に、立地協定を締結した上で工業団地としての整備を具体的に進め進出企業に売却するという、いわゆるオーダーメイド方式を採用いたしておりましたが、進出する企業はなく現在の山林のまま未造成となっております。

このような状況の中、伊勢市土地開発公社が平成27年度中に解散することから、同団地の用地を市が買い入れることとなりますが、この際、従来オーダーメイド方式ということで土地開発公社において造成した後に分譲する計画でございましたものを、進出される企業の意向による整備がしていただきやすいよう、素地のまま分譲することに方針を変更したいと考えております。なお、現在許可されている開発行為につきましては、土地開発公社において取り下げていただきます。

裏面をお願いいたします。

次に、伊勢市工場等立地促進条例の一部改正でございますが、今回は本市から工場等の立地に係る用地を購入いただいた場合に、用地代金の30%を補助する用地取得奨励金の要件を一部改正しようとするものでございます。

現行の制度では、未造成のまま工場団地を分譲することは想定いたしておりませんので、補助金公募の要件に、土地の売買契約から1年以内での工場等の建設着手を課しております。

今回は神菌工業団地を素地のまま分譲することに方針を変更しよういたしますことから、開発等の諸手続や造成工事を進出企業に行っていただくこととなります。そうなりますと、売買契約から1年以内に工場等の建設に着手することは現実的ではないため、他の自治体の例も参考にいたしまして、建設に着手するまでの期間を未造成の場合は5年以内といたしまして、かかる規定を条例に新たに追加したいと考えております。条例改正案につきましては、来る市議会9月定例会に提出させていただく予定でございますのでお含みおきください。

以上、「神菌工業団地の取扱いについて」御説明を申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明につきまして御発言はありますか。

辻委員。

○辻 孝記委員

今回、先ほどの話から素地で、工場の進出を考えている企業があればそのまま売買するという話になりまして、それから奨励金の関係も含めてですが、30%用地代金というのが今回おかしいですから年数を伸ばすというお話だったと思います。

これ考えますと、面積からいっても実質3万坪近くの土地を1企業が買うというふうなことになる、なかなか難しいことが起こるのではないかなというふうに思うんですが、その辺の工程というのはどのように考えておられるのでしょうか。

◎浜口和久委員長

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

どのような企業さんが名乗りをあげていただくか、これからのことになると思いますけれども、今、基盤整備課におきまして、工業団地の土地利用につきまして検討する業務委託というのを発注させていただいておりますので、そういった結果も踏まえまして、あそこの土地利用について検討してまいりたいと考えております。

◎浜口和久委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

いろいろ考えておられるということですが、1企業ないし何社かで買われるという方がもし出た場合ですけれども、30%の関係は造成工事にかかる費用というふうな理解をしていいのでしょうか。それともプラス造成工事の費用と、それから市の道路をつくる場合なんかですと道路用地なんかは企業としては使い道としてはないということもありますので、この辺の考え方というのはどのようにお持ちになっておられるのかお聞きしたいんですけれども。

◎浜口和久委員長

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

先ほど申しあげました用地取得奨励金につきましては、用地代金の30%ということですのでそのように御理解ください。

◎浜口和久委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

そうすると用地代金というと、先ほどの金額からも出てしまう格好になるんですが、そ

うなってくると、造成工事が完了した後できたものを買う方が有利になるわけですね、企業から見たら。そういったことを考えると奨励金として出す部分としては、ちょっと額的には低くなるんじゃないかと思うんですが、その辺の検討というのはこれからもされるんでしょうか。

◎浜口和久委員長
商工労政課長。

●筒井商工労政課長
例えば進入道路とか、それも含めてということですか。

◎浜口和久委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

今、購入価格というふうなことで土地取得価格ということなので、全部買って1億400万ですよ。1億円ということになりますからそれを30%、3,000万というふうになるわけですね、基本的に言ったら。だけど、造成にはすごく費用がかかるわけですね。普通であれば、サン・サポート・スクエア伊勢を考えていただいても結構ですが、造成された中で買われるので、それを30%というのは価格は高いですけども当然大きな費用負担というのはかからないという部分が起こってくるんですが、その辺のところは考えておかないとちょっと不公平感がでるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

◎浜口和久委員長
産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

私どもとしてもこの神菌工業団地、何とか企業誘致を図って地域の経済の活性化をしてまいりたいと思っておりますので、一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。

ただ、今お問い合わせの件ですが、今の私どもの条例の中では、どうしても私どもが造成もした上で土地価格を決めさせていただいておる部分について造成が入りますが、今回の場合には買っていただいた企業の方に造成をしていただくということですので、その部分の補助というのは非常に全国的に見ても難しい事例というふうになっております。私どもとしては基本的には、その企業が1番効率的な形で分譲されるだろうというふうに考えておりますので、今のところ土地代についての価格に対して補助させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

◎浜口和久委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

言っていることはわかりますけども、それだと企業の進出が厳しくなるんじゃないかなというふうに私は考えますのでね、その辺の手当てをしていかないと、立地条件も含めてですが利便性等考えて、市としても早く企業誘致ができるような考えを持っていかないと、こういうふうに変えたが結局は売れなかったでは一緒のことなので、価格が下がったというだけのことであって何も変わらないということではあまり意味を成さないのですね、企業が進出しやすい形を考えていただきたいと思うんですが、その辺はどうですか。

◎浜口和久委員長

産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

ありがとうございます。御意見としてしっかり承って今後検討させていただきたいと思っております。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市まち・ひと・しごと総合戦略（案）について】

◎浜口和久委員長

次に、「伊勢市まち・ひと・しごと総合戦略（案）について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

企画調整課長。

●辻企画調整課長

それでは、「伊勢市まち・ひと・しごと総合戦略中間案について」御説明をさせていただきたいと思いますが、申し訳ございません。資料のほうに一部誤りがございまして、皆様方に訂正表ということでお配りをさせていただきました。まず、そちらの訂正のほうお願いしたいと存じます。訂正表のとおり、いずれもK P Iの現状値のほうが抜けておりまして、まず4ページ中段、ア創業支援のK P I（重要業績指標）現状値、こちらには39人、平成23年度から26年度実績ということで追加をお願いしたいと思います。同じく4ページ下段、イものづくり産業の活性化、K P Iでございますが、現状値こちらには9社、平成23年度から平成26年度実績ということで、9社ということで追記をお願いいたします。5

ページ上段のウ伝統工芸の振興、K P I 現状値が、こちらは3,368人、括弧で平成23年度から平成26年度実績ということでございます。同じく5ページ中段、エ企業誘致の推進のK P I、現状値は143社、これは平成26年度の実績でございます。それと、跳びますが8ページ上段、アでございます。就労支援の推進、K P I 現状値は269人、こちらは平成23年度から平成26年度の実績でございます。以上が、訂正表での修正でございますが、申し訳ございません、この訂正表を作成後もう1カ所訂正箇所がございましたので、こちらは口頭でお願いしたいと思います。11ページ上段でございますが、11ページ上段に、ア皇學館大学及び三重大学との連携強化がございますが、こちらもK P I の現状値60名／年、こちらは括弧で平成26年度実績でございます。こちらは口頭での訂正になりまして申し訳ございませんでした。

それでは、御説明をさせていただきたいと思えます。

本件につきましては、去る6月9日開催の産業建設委員協議会に御報告をいたしました骨子案に数値目標や文章の記述を加え、中間案として整理をいたしましたので御協議をいただくものでございます。

資料3の1をごらんください。

1の経過につきましては、前回の委員協議会后、7月27日に第2回伊勢市地方創生有識者会議を開催し、骨子案に文章表現を加えた内容について御意見をいただきました。

2の中間案につきましては、御説明申し上げますので資料3の2をごらんください。

こちらでございますが、前回お示した骨子案に内容等を加えた部分について御説明申し上げます。3ページの3基本目標。こちらでございますが、それぞれの基本目標に数値指標を設定いたしました。①安定した雇用の創出につきましては製造品出荷額を、②伊勢への新しいひとの流れをつくるにつきましては、神宮参拝者数と、社会増減として転入者数から転出者数を減じた数、また、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望かなえるは、子育てしやすいまちだと思ふ人の割合を、④暮らしやすい生活圏をつくるは、暮らしやすいまちだと思ふ人の割合を、これらについてはそれぞれ市民アンケート調査ではかることとしております。

また、4ページ以降におきましては、四つの基本目標ごとに基本的方向及び具体的施策を整理しておりますが、今回は重要業績指標、K P I と呼んでおりますが、これらを追加いたしました。それぞれの具体的施策ごとに指標名、目標値、現状値の順番で設定しております。個別事項ごとの説明は省略させていただきますが、本委員協議会関係分につきましては、紫の色で記述をしておりますのでよろしくお願いたします。

恐れ入りますが、資料3の1にお戻りください。

3のパブリックコメントの実施予定について御説明申し上げます。

今回お示しをいたしました中間案につきましては、市民の皆様から御意見をいただくため、9月1日から30日までの1カ月間パブリックコメントを実施いたします。市役所ほか主要箇所縦覧に供するほか、広報いせや市のホームページ等で周知をまいります。

最後に、4今後のスケジュール予定について御説明申し上げます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、このあと応募いただきます御意見や、昨日開催をいたしました第3回伊勢市地方創生有識者会議、それからパブリックコメント、その結果を踏まえ10月には最終案を策定し、外部有識者会議を経て議会のほうにもお示し

をして、当初の予定どおり10月中には策定したいと考えております。

以上、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（中間案）について」御説明申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明につきまして御発言はありませんか。
宿委員。

○宿 典泰委員

若干御質問申し上げたいと思います。

正直、まち・ひと・しごとということで、国のほうの政策の中で地方版をつくれということで、大変頑張ってみえる姿も我々もうかがえるわけなんですけれども、実際にこういうことでペーパーとして出てきて各政策、また基本目標というのが出てくると、あまり際立って今まで、例えば伊勢市が課題としてきたことを、このまち・ひと・しごとの総合政策の中で、それに膨らましてやっていこうというふうなことが若干見えにくいところがあります。そのあたりのことを、当局のほうもいろいろと試行錯誤しておるとは思うんですけど、今の状況はどういう状況なんでしょうか。

◎浜口和久委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

現在の状況でございますけれども、昨年、総合計画の策定をしておりまして、その中でも大体今後4年間、総合計画のなかでは市の施策の方向性というのをお示しをさせていただいておるところでございます。そういった総合計画をベースにしながら、例えば、今回、当委員協議会では所管には入っておりませんが、新たにシティープロモーションで新しい人の流れをつくったり、あるいは結婚・出産・育児・子育てといった切れ目のない支援として、これまであまり視点のあたらなかった結婚というところに力を入れたり、そういった形でこの総合戦略に特化したようなものも、この中に整理をさせていただいたところがございます。

◎浜口和久委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

そういった中で、我々の所管のところの紫を見せていただくと、中小企業のことであったり、企業誘致のことであったり、農業関係の生産基盤のこと、システム、担い手、さまざまあるわけなんですけれども、これについてもきょうは僕これを見ながらちょっと持ってきたんですけども、例えばこれ、皆さんのところでいただいた農業振興計画、これのほとんど具体的なことというのか、やるべき姿というのはいまここに見えとるわけですし、

このまち・ひと・しごとの創生事業との違いというのか、何がこちらでできなかったのか、こちらで引っ掛けてやるのかということが、ちょっと読み取れないと思いますんですけど、そのあたりのことを教えていただきたいと思います。

◎浜口和久委員長
農林水産課長。

●日置農林水産課長

今、委員仰せの基本計画につきましては10カ年、平成20年から策定させていただいております。その中で、農業生産基盤の整備につきましては非常に重要な部分というふうなことで考えさせていただいております、その地域に応じた対応をさせていただく話の中で、このような形で今回あげさせていただいたところがございます。内容について合う合わないというところが難しい部分はあるかと思いますが、その基本計画を考えながらこちらのほうあげさせていただいておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎浜口和久委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

具体的に言うと農業生産の基盤整備であったり、農業生産のことであったり、担い手であったり、それぞれ先ほど申し上げたようにこの農村振興基本計画の中に全部載ってます。これをつくられたときも、これの進行状況はどうなってるんやと、いつ発表するんやというような話も私は質問させていただいてます。それ以後、全然これの更新をされたもの、改定をされたものは出てきておりません。まず、そのことは指摘をしておくとして、そういったことで非常に難しい農業環境のことがここに載っておるわけですし、我々のところにも農業者の方から、非常に休耕するしかないなというような相談もいっぱい来てます。担い手がないということも来てます。この中で、一つに担い手の生産の安定というところを見ても、29年までに14人目指すということですけど、このことが伊勢市全体の総合計画やら、まち・ひと・しごとの中にどんな割合で波及していくのかということあまり見えないんですね、細か過ぎて。大変申しわけないですけど、これが例えば目標値を140人とか200人になるんやと、そうすると農業の振興計画をつくっていただいとるように、ほとんどの農家さんのことであったり、新しい担い手もできる、休耕地を利用して新しい生産ができる、所得がこれぐらいに上がるというようなことが読めるようなことであればいいと思うんですけど、それが全然見えないんですね、こんなことでは。そのあたりは先ほど申したように、辻課長からもお話しがあったように、非常に国のスピードも速くて、地方でそれだけの余裕というのか時間的余裕がなかったからこういうことになったとしても、今現在、伊勢市が抱えておる農業政策にしても、この程度でいいんかどうかということが非常に疑問に思います。ですので、ほかの中小の企業の育成のところも支援のことも

書いてありますけれど、このあたりもどれほどやっていただけるのかなと、本当に地方の、今現在、目の前で困ってみえる方が、悩んで見える方が経営者としておるとするならば、その人たちへの手だてがどれぐらいいくのかなというようなことが具体的に読み取れませんよね。もう一般論だけ書いてある話ですから、もう少し支援の関係も含めてこれのもうちょっとわかりやすいものというのを、第2弾出してもらわな困るかなと思うんですけど、きょうはこの資料で議論するとしたならば、やはりもう少し積極的な、もっと具体的な、将来の様子が見えるようなものというのが必要になってくるんだろうなと思うんですけど、そのあたりはどうでしょうね。

◎浜口和久委員長
企画調整課長。

●辻企画調整課長

御意見ありがとうございます。この総合戦略のつくり込み方としまして、基本目標があって、そちらに数値目標設定をし、それぞれ、その基本目標ごとに基本的方向及び具体的施策というふうな構成になっております。トータルとして安定した雇用を創出する、それが例えば基本的方向でございましたら、先ほど御指摘いただいた職業として選択できる魅力ある農水産、農業ですとそういった基本的方向をお示した中で、個々の具体的施策として農業生産基盤の整備といった大分細区分といたしますか、下層が低くなっていきますとこういった形での整理ということになってまいりまして、その中で1番適切といたしますか、これだというKPIを設定しておるような、つくり込み方がそういうふうな形になっておりますけれども、宿委員もおっしゃられたこともちょっと一度検討はさせていただきたいと思いますが、まずつくり込み方がそんなふうになっているということをお理解いただきたいと思っております。

◎浜口和久委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

各常任委員会の中で、このところで非常に多くの質問があったと思います。たぶんそのことというのは、中身的には皆よく似た質問になったのではないかなと。心配でね。目標を持ってこの程度でいいのかなとか、この5年先にどういうまちを描けるのかなというふうな質問であったのではないかなと思うんですよね。それが、これを打ち出されて何が変わるんやというところが、あまり目鼻立ちが立ってわからないところがあるので、そのあたりは具体的に第2弾としても我々にお示しをしていただきたいなど、そんなことを思うんです。だからその上で、パブリックコメントやなんかやかけるといふのであれば、いろんな意見も出てくるんだと思うんですけど、実際には、我々議会のほうでもこれもなかなか噛んでのみ込めるような状況にもなっていないのに、多分パブリックコメントを

かけたところで意見はないんでしょう。逆に言うと好きなことを言ってくるかもわかりませんよね。パブリックコメントの中であなたらの思いとか、我々の思いとか、国が政策としてやっとなる思いというのが、どれだけ理解されとるのかということがあるとは思いますが、こんな9月にパブリックコメントかけたところでどんな意見があるのかなと。パブリックコメントかけましたということの実績づくりにしか見えないような状況になると思うんですよ。

本当に中小企業やら農業の人のやりたい担い手の人が質問してくれればいいと思いますよ。具体的に。こんなことをやってくれんもんで我々農業の担い手になれないとか、こういうことに農業に取り組みができないということを書いてくれればいいと思うんですけれど、そういうところまでいかんと思うんですね。

そのあたりの、この日程的なこととか、9月でやるということで皆さんがお決めになっておるのであれば、国の関係もあってそういうことならば、もっとやっぱり大々的に、もう市民の方も、このまち・ひと・しごとという創生事業はどんなことなんやと、みんなその市民の一人一人にかかわりがあるんやというようなところまできちっと周知をして、その中で声をあげる人にきちっと対応できるような対策をとっていただきたいと思うんですけれど、そのあたりはどうでしょう。

◎浜口和久委員長
企画調整課長。

●辻企画調整課長

確かに我々をつくっておるので、こういう形のものと国のものを見ておるので、理解はしておるといふつもりですけれども、今仰られたような視点も踏まえまして、外部有識者会議というものをつくっております。各界、各層、先ほど御指摘があった農業関係の方であったり、商工関係の方であったり、そういった方々に昨日も会議がございまして、そういったここで共有いただいた、いろんな意見交換をいただいたわけなんですけれども、そういったことも踏まえて、また皆さん方のそれぞれの団体のほうでもこういったことを御協議いただきたいというお話も申し上げましたし、今後パブリックコメントを実施していくにあたりまして、何かそのあたりでさらに周知し、意見をいただきやすいような工夫を考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎浜口和久委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

これは要望なんですけれど、地方創生の有識者会議の中で出た御意見等々、そういったことはこの委員会、協議会がなくてもペーパーにして我々のほうにもお配りをいただきたい。細かな話でなくてもね、こういう質疑応答があったということをお願いしたいと思うんですけれど、そのあたりのことは用意はできるんでしょうかね。

◎浜口和久委員長
企画調整課長。

●辻企画調整課長
そのあたり対応のほうさせていただきたいと思います。

◎浜口和久委員長
他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長
御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【第63回伊勢神宮奉納全国花火大会について】

◎浜口和久委員長
次に、「第63回伊勢神宮奉納全国花火大会について」の御報告をお願いいたします。
観光振興課長。

●岩村観光振興課長
それでは、第63回伊勢神宮奉納全国花火大会につきまして、花火大会の委員会を開催し延期日程等が決定しましたので御説明させていただきます。

花火大会の延期に伴う概要などにつきましてまとめさせていただきましたので、資料4の1を御高覧ください。

まず1の名称ですが、本大会は明治22年の第56回神宮式年遷宮に際しまして行われた奉祝花火を前身とし、昭和28年、第59回神宮式年遷宮を奉祝して初められて以来、市民の皆様の尽きせぬ真心により例年開催され、当地に欠かすことのできない夏の風物詩として親しまれ、ことしで63回を迎えました。

しかしながら、ことしの本大会は台風11号の影響により、河川の増水で9月12日に延期することとなり、2の主体である団体を含めました伊勢神宮奉納全国花火大会委員会を開催し、9月12日以降の延期日について3の開催日時のとおり決定いたしました。決定内容は、9月12日が荒天の場合は9月13日に順延にいたします。

ただし、7月18日と同様に台風等の影響を受け花火大会施設などを事前に撤去した場合は、当日の天候にかかわらず花火大会を中止し、今年度の花火大会につきまして9月12日、13日に実施できない場合は、本年度に花火大会は実施しないことといたしました。

なお、再々延期につきましても協議いたしましたが、花火師さんの都合がつかないことや花火大会の追加予算が当初予算より約2,000万円程度必要となることから、本年度の花火大会は実施しないことといたしましたので、御理解のほどよろしく申し上げます。

4の会場につきましては変更なく宮川河畔で実施し、5の予算につきましては後ほど資料4の2で御説明申し上げますが、延期に伴う予算の不足分につきましては、平成27年度伊勢市の一般会計歳出予算の予備費から充用して、伊勢神宮奉納全国花火大会開催負担金として支出しますので、重ねて御理解のほどよろしく申し上げます。

次に、伊勢神宮奉納全国花火大会委員会の平成27年度伊勢神宮奉納全国花火大会延期にかかる収支補正予算案、収支予算関連資料につきまして、要点のみ御説明させていただきますので資料4の2を御高覧ください。

収入及び支出はともに3,212万4,000円を増額補正いたしました。

下段の支出の部の主な内容としましては、事業費の接遇費の100万円は順延対応に伴う花火師等の宿泊費として増額補正いたしました。事業費の施設費の3,083万3,000につきましては延期に伴い花火大会会場の施設及び電気工事費及び仮設トイレ等のリース料、また交通規制や会場周辺の看板の設置、撤去業務委託料を増額補正いたしました。

次に、上段の収入の部分につきましては、負担金は他の主催団体には負担をかけず、伊勢市の負担金を800万円増額いたしました。協賛金につきましては、実績額として1,534万円ございましたので149万4,000円を増額補正をいたしました。事業収入につきましては、延期に伴って有料栈敷席や駐車場収入が減少することを想定し、予算額の25%の420万3,500円を減額し1,310万3,000円といたしました。諸収入につきましては、当初計画の7月18日を延期にしたことに伴う興行中止保険などが収入されることを見込みまして2,683万3,594円を増額補正いたしました。したがって、収入及び支出の補正前の額8,328万5,000円に補正額3,212万4,000円をプラスいたしまして、合計1億1,540万9,000円といたしましたので、何とぞ御理解のほどよろしく申し上げます。

以上をもちまして、「第63回伊勢神宮奉納全国花火大会について」御説明を終わります。

◎浜口和久委員長

本件は報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いをいたします。

御発言はありませんか。

宿委員。

○宿 典泰委員

花火大会の準備については皆さん本当に大変な状況だと思います。つい最近の15号、16号台風で一部撤去されたようなことも聞いておりますけど、それはこの費用の中には入っていませんよね。収支ということに関しては。ちょっと説明してくれませんか。

◎浜口和久委員長

観光振興課長。

●岩村観光振興課長

委員仰せのとおりこの15号につきましても一部、本当に一部なんですけど撤去させていただきましたが、それにつきましてはこの資料には入ってございません。

◎浜口和久委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

数字も聞かせていただきましたんですけど、それはそれとしてですね、私が心配するのは神宮の全国奉納花火大会が延々と続けられておって、我々も歴史的な思いはあるんですけども、大変残念ながら伊勢に台風が直撃しなくても上流の雨量のかげんで花火大会ができない、晴天であってもね。こういうことが、これからもどうも起こりそうな状況だと思うんですね。それに加えて、保険のことも若干当局の方にもお聞きをしましたがけれど、保険の対応も今掛けておる保険が保険対応で少しはいただけるとしても、毎年少しずつ保険料も上がっていくような状況にはなるのではないかなと、こんなことも想像するわけです。それに加えてこの数字を見てみると、もう1億1,000万ということでびっくりするような予算を組むということになって、以前我々が経験したときには6,000万少しぐらいで花火大会できたのかな、協賛金等々いただきましたから市の負担もそれほどということもありましたけれども、それがもう倍近くなってきておるということになると、今後の奉納花火の打ち上げる場所についてとかね、そういったことも会議、その他でいろんな意見というのはないんでしょうかね。

◎浜口和久委員長
観光振興課長。

●岩村観光振興課長

御心配していただきましてありがとうございます。

議員仰せのとおり、確かにこれから大雨等々によりましてこちらが雨が降らずしても、宮川のほうが雨が降っておりましたら増水等で撤去しなければならないということは、これからますますふえてくることは間違いないと思います。そのなかで基本的に神宮奉納花火大会ということのなかで、まだ場所的なものにつきましては花火大会の委員会の皆様には特に御説明はさせていただいたことはないかと思うんですけど、担当レベルにおきましては、当然支出というのも大体決まっておりますので、いかにして収入をふやしていくかということも再度検討もさせていただきまして、大きな見直しが必要かなというようなことは、担当レベルで常時話はさせていただいております。

したがいまして、花火の委員会の皆様につきましては、今後そういったことも話はしていかないかなのかなというようなことも思っております。

◎浜口和久委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

多分市民の皆さんは、これだけの費用がかかるということはあまり知りようがない

んですね、花火があるかないかということに気はしてみえてですね。我々議会人ですからこういうつぶさに細かな数字まで見るわけなんですけれど、このあたりのことは、こういう順延に基づいてこれだけの費用になりましたから、紙面が必要ですが広報いせ等で、今の花火についてもこれぐらいかかっておるよということは、その事実としてね、きちっとお示しをして理解をいただくことが必要かなと。それが例えば1億5,000万かかっても、やはり歴々とやってきたこの奉納花火大会を続けてくれということであれば、それはいいと思うんですけれど、私ちょっと個人的な気持ちとしてね、もっと安定した場所でやったほうが、よりよく警備の問題であったりとか、もっと安価という言い方はいけませんけれど、伊勢市の負担のないような状況でやれるのと違うかなという、僕は思いがあって、市民の皆さんもいろんな思いがあるとしても、そのあたりのことというのがあまり無関心ではいかんと思うので、そういう機会を持って全体的な経費のあり方についても、ちょっとこう広報的にやっていただきたいなと思うんですけれど、そのあたりはどうでしょう。

◎浜口和久委員長

観光振興課長。

●岩村観光振興課長

委員仰せのとおり、市からの負担金等々につきましては、皆様御承知のとおり広報等には、いくら市からいただいておりますというようなことは以前から出していただいておりますけど、全体的な予算というのはなかなか市民の皆様にはPRできていないというのが事実でございますので、今後そういった部分も含めまして検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎浜口和久委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

わかりました。そのようにやっていただいて、いろんなところで会議を開催するまでに持たれておると思うんですね。多分、産業建設委員会の委員長も出席されて、こういった予算の審議等々でされておると思うんですけれど、あの場でなかなか産業建設委員会の委員でいっても、なかなかお話をするという機会にはならんかなとこういうことを思うんですね。具体的にこれからの実施についてもきちっと議論できるというような状況にもっていくということも、今後の課題として持っていただきたいなということを思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

他に御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【コミュニティ施設の修繕等に関する指定管理者との負担区分について】

◎浜口和久委員長

次に、「コミュニティ施設の修繕等に関する指定管理者との負担区分について」の報告をお願いいたします。

農林水産課長。

●日置農林水産課長

それでは、コミュニティ施設の修繕等に関する指定管理者との負担区分について御説明申し上げます。

資料5をごらんください。

本市におきましては、公設民設を含め地域活動の拠点として利用されていますコミュニティ施設が約160施設ございます。その中で、私ども農林水産課が所管しております施設が、資料の2対象施設の表にあげさせていただいております二見健康管理増進センターでございます。これらの施設の管理運営は、自治会等を指定管理者として管理を依頼しております。

なお、施設の改修にかかる費用につきましては、現在、市と指定管理者が2分の1ずつ負担することとしております。

一方、自治会等により建設された民設の集会施設につきましては、伊勢市自治会集会所建設等補助金交付要綱により、平成27年4月1日から修繕等の経費の一部を市が補助することとなりましたが、公設の施設と民設の施設に、現在格差が生じておるところでございます。

別紙をごらんください。

今回は別紙に示させていただきましたとおり、改修に係る所要額が30万円以上、欄外下のところがございますが、30万円以上、200万円以内の改修につきましては現在と同様に市2分の1、指定管理者2分の1の負担とし、30万円未満の小規模修繕につきましては指定管理者、自治会ですね、こちらのほうに負担していただくこととし、200万円を超える大規模改修につきましてはその都度協議をさせていただきたいと、このように考えております。

現在、指定管理が平成28年3月31日をもって終了し、平成28年4月1日から新しい協定となりますが、急激な指定管理者の負担を避けるため、この変更は平成30年度から全部適用とし、これまでの間に経過措置を設けることと考えております。今後、この是正に向けた調整を各自治会と図っていきたいと考えておりますので御報告させていただきます。

◎浜口和久委員長

本件は報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いをいたします。

御発言ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市内道路空間利用のあり方懇談会について】

◎浜口和久委員長

次に、「伊勢市内道路空間利用のあり方懇談会について」の報告をお願いいたします。
都市整備部次長。

●堀都市整備部次長

それでは、伊勢市内道路空間利用のあり方懇談会につきまして御報告申し上げます。

資料6、1ページをごらんください。

1の懇談会の目的でございます。

伊勢市内の国道、県道、市道の歩道部には南海トラフ巨大地震が発生した場合、倒壊が危惧される石灯籠や電柱、道路標識等が景観上も好ましいと言いがたい状況で設置されているところもあります。このため、これらを解消するための方向性を検討するため、平成25年10月に有識者、地元関係者等で構成した伊勢市内道路空間利用あり方懇談会を設置しました。

2ページをごらんください。

2の検討の対象範囲と現状でございます。

対象範囲につきましては、図面にお示ししたとおり、外宮と内宮をつなぐ御幸道路のほか、外宮と伊勢市駅をつなぐ県道と、宇治山田駅と御幸道路をつなぐ市道岡本吹上線でございます。灯籠の現状としましては、大きさが8尺から20尺まであり、国道が99基、県道が418基、市道が9基で合計526基となっています。

3ページをごらんください。

3の懇談会の開催経過でございます。

平成25年10月1日に第1回懇談会を開催し、これまでに7回開催されました。多様な観点から御議論をいただき、今回中間とりまとめを行ったところでございます。

4ページをごらんください。

4の問題点でございます。

懇談会の中で問題点として四つあげられています。

一つ目は耐震性の問題です。耐震性の評価として阪神淡路大震災、東日本大震災を踏まえて見直された基準等で評価した結果、南海トラフ巨大地震等による震度7程度の地震が発生すると、石灯籠に被害が生じる可能性が高いとされました。

二つ目は道路占用の問題です。道路占用主体は本来、継続的にかつ適正に管理できる主体であることが必要であります。現在、石灯籠の所有者が不明で占用主体が不在であり不法占用状態であることでございます。また、石灯籠等の倒壊により道路管理者の管理瑕

疵責任が問われるおそれもあります。

三つ目は道路構造の問題で、歩道の狭いところがあり住民の利便性が低下しているというものです。

四つ目は道路景観の問題です。

これら四つの問題点を踏まえ、中間とりまとめにおける方向性が示されました。

5ページをごらんください。

方向性として上に大きく示しましたが、神宮へいざなう参道にふさわしい品格の道です。具体的に示しますと、路線の性格として神宮へ通ずる道としての品格、道路利用として日常生活やいろいろな行事に配慮した道路、地域防災として内宮からの避難路としての機能の確保、これら三つの要素が必要と示されました。そして、これら三つの要素を有するためには、次の三つの取り組みが必要とされました。

一つ目は統一的なコンセプトです。石灯籠は各道路管理者が連携し、不法占用状態解消と危険性を除去するとともに、新たな道路空間を考える必要がある。多様なニーズを踏まえ、神宮へ通ずる道として統一的なコンセプトを構築し、各道路管理者を初め多様な主体が同じ方向を見据えて取り組むということです。

二つ目は合意形成についてです。地域の住民や多数の観光客など、多数の人たちが利用する道路であることを踏まえ、さまざまな意見を反映できる仕組みが求められますが、沿道の状況や道路利用形態、道路構造等も区間によって異なり関係者も多数に及ぶことから、全線での合意形成を図るのは困難である。したがって、国道23号の宇治浦田町交差点から宇治橋前の内宮ゾーンを先行検討モデルゾーンとし、地域住民と意見交換を重ね試行案を検討した上で、関係者が容易に評価できるよう実際に施行することが望ましく、その結果を踏まえて伊勢市景観計画の見直しが進められ、その結果に基づき各道路管理者が連携し、具体的な整備計画の方向性を検討すべきとしています。

三つ目は、今後の地域振興として外宮と内宮だけでなく、地域全体の活性が促されるよう市内に点在する観光資源を結びつけ、人の流れを安全かつ円滑に支えられる道路であること。そのためには、それぞれのゾーンの特性に適した移動手段の可能性を探求し、それに合った道路空間を構築していく必要があるということです。

最後に、6の今後の進め方としましては、先ほど申しました内宮ゾーンを先行検討モデルゾーンとして本懇談会の検討結果を試行し、その結果を踏まえ国、県、市の各道路管理者が連携し、御幸道路等の具体的な整備計画の方向性を検討していきます。

なお、内宮ゾーンでの具体的な事業スケジュールは決まっておりませんが、今後、内宮ゾーンの住民の皆様と意見交換を行い、地域の御意見を伺いながら検討を進めていくと聞いております。

以上、「伊勢市内道路利用のあり方懇談会について」御報告申し上げます。

◎浜口和久委員長

本件につきましても報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。

山本委員。

○山本正一委員

これもう報告案件なんで議論をするつもりはないんですが、1点だけこんな事実があるということ認識をしてほしいと、このように思いまして発言をさせていただきます。と申しますのは、この問題点の中の2の道路占用問題、所有者不明、占用主体不在の占用状態であると、こういうことなんですが、この2番目の道路管理瑕疵責任。これに自動車がぶつかったり、建物に被害が生じた場合は道路管理者の管理瑕疵責任が問われるおそれがあると、このように書いてあるんですが、私の知っておる限り5年ぐらい前からあの石灯笼に関して保険をかけておる団体があると、このように聞いておりますんで、これがようわからんですが、そういう事実もあるということ認識してほしいなど、このように思いまして話をさせていただきました。この話になってまた答弁を求めると長いんで、この話はもうずっと長い話なんで、そういう事実もあるという認識をしていただきたいと、もうこれで結構です。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【サン・サポート・スクエア伊勢への企業の進出について】

◎浜口和久委員長

次に、「サン・サポート・スクエア伊勢への企業の進出について」の御報告をお願いいたします。

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

それでは、「サン・サポート・スクエア伊勢への企業の進出について」かねて立地に向けた調整を進めてまいりました、キクカワエンタープライズ株式会社様から、本日付けでサン・サポート・スクエア伊勢の事業用地譲渡の申し出がございましたので、企業進出の概要につきまして、お手元の資料7に基づき御報告を申し上げます。

資料の1ページを御高覧いただきたいと存じます。

まず(1)の進出企業の概要等でございますが、進出いただく企業は、本社所在地が伊勢市大湊町85番地のキクカワエンタープライズ株式会社様、代表取締役社長菊川厚氏でございます。明治30年11月2日の創業で資本金は6億6,000万円。東京証券取引所第2部及び名古屋証券取引所第2部に株式上場されております。売上高につきましては最新の決算期の数字で45億7,783万円でございます。従業員数は平成27年8月現在で228名でございます。事業内容につきましては、生産用機械器具製造業で、木工機械及び工作機械の製造販売をされております。

続きまして(2)の進出計画の概要でございますが、今回の進出計画はサン・サポート・スクエア内にある同社の伊勢新工場の隣接地に工場等を増設し、分散している事業所の集約化によりさらなる生産拡大を目指すこと、そして、自然災害による被災リスクを低

減することを目的としていると伺っております。

進出場所につきましては、伊勢新工場の西側に隣接いたしますサン・サポート・スクエア伊勢のB-4-3区画で、面積は5,882.59平方メートル、資料2ページのサン・サポート・スクエア伊勢区画図の左上、網掛けの部分でございます。

1ページにお戻りいただき、次に建設計画につきましては、平成29年秋に建設に着手し、平成30年秋には操業開始の予定と伺っております。建設着手の時期が2年先となっておりますのは、県営サンアリーナ周辺は来年5月の伊勢志摩サミット開催に伴うメディアセンターの候補地となっております、また、平成29年春には全国菓子大博覧会が開催されますため、このたび進出いただく用地につきましても、これらの事業への利用が見込まれております。このことから、キクカワエンタープライズ様と協議をいたしました結果、事情をご斟酌いただき、用地の売買契約につきましては、平成29年の菓子博終了後に締結させていただく運びとなったものでございます。

次に投資計画でございますが、土地につきましては8,073万2,000円、家屋、償却資産につきましては概算でございますけれども、家屋につきましては5,000万円、償却資産につきましては、1,500万円。合計で1億4,573万2,000円の計画であると伺っております。従業者数につきましては現在228名でございます。

資料の3ページを御高覧ください。

増設される工場の配置図でございますけれども、まずは1次計画といたしまして、工場及び倉庫を建設され、その後、2次3次計画により合計3棟の建屋を建設される予定と伺っております。

1ページにお戻りいただきまして、最後の(3)のその他でございますけれども、来る9月17日に企業立地協定書の調印を予定しているところでございます。土地売買契約につきましては先ほど申し上げましたとおり、平成29年の菓子博終了後を予定いたしております、まずは仮契約を締結し、その後、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、直近の議会に財産処分の議案を提出し御審議を賜り、議決いただくことになろうかと存じますのでよろしくお願いいたします。

なお今回の立地により、サン・サポート・スクエア伊勢は完売となります。今後は、先ほど御協議いただきました神菌工業団地の分譲に注力してまいりますので、委員の皆さん方におかれましてもどうぞ御支援、御協力を賜りますようお願いをいたします。

以上、サン・サポート・スクエア伊勢への企業の新設について御報告を申し上げます。

◎浜口和久委員長

本件につきましても報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。

辻委員。

○辻 孝記委員

この進出計画の中で、当初、サン・サポート・スクエア伊勢へ進出される企業様に関しましては、雇用の拡大というか地元雇用のことを踏まえた部分で分譲するというお話だったかというふうに思っておりますが、まだ2年先の話なのでそのような計画ができてない

と言われればそうわかりませんが、そういう計画というのは今後出てくるというふうに理解してよろしいでしょうか。

◎浜口和久委員長
商工労政課長。

●筒井商工労政課長

現時点では雇用の拡大というのではないと伺っておりますけども、今後、それがなされてくるかどうか、2年ありますので。

◎浜口和久委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

当初、サン・サポート・スクエア伊勢に関しましては、雇用の拡大というか新しい雇用を、新規雇用をふやすということも含めてやったと思っております。今回の場合は確かに、キクカワさんのところに関しましては増設みたいな感じになりますので、その辺がちょっと違うのかなという気がしますけれども、やっぱりそこも含めて企業誘致していく上では必要かというふうに思いますので、キクカワエンタープライズさんのほうにもそういうお話をさせていただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【所管事業の平成27年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について】

◎浜口和久委員長

次に、「所管事業の平成27年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、主要な事業につきまして、常任委員会別に執行機関から事業の進捗状況や予算の執行状況等について報告を受けることとなっております。昨年度は11月18日に実施し5件について報告をいただきました。今年度も5事業程度を決定し、12月定例会までに実施することとしたいと思っております。

今後の進め方でございますが、委員の皆様から報告の対象としたい事業がありましたら、お手元にお配りをいたしました資料を参考に、9月7日月曜日までに事務局の担当書記へ御報告を願いたいと思っております。委員から報告された事業及び正副委員長の選定いたします事業から5事業程度を選定し、9月定例会中の常任委員会で決定したいと思っております。あわせて閉会中の継続調査の申し出も決定したいと思っております。

この件につきまして、委員の皆様から何か御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、お諮りいたします。

本件につきましては5事業程度を調査することとし、当局から報告をいただく事業の選定については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして協議会を閉会いたします。

閉会 午後3時10分